

工場等の土地取得・設備投資を支援する融資制度

県内に工場・研究所・情報通信関連事業所等を新設・増設・移転する企業の方に取扱金融機関を通じて、低利の資金を融資します。

- 工業立地促進資金融資制度（土地取得資金）
- 企業立地資金貸付制度（建物・設備取得資金）

■取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行及び商工組合中央金庫

■融資対象

土地取得資金	建物・設備取得資金
(1) 又は (2) に該当し、(3) 及び (4) の条件を満たす企業であること。 (1) 工場等（製造業又はソフトウェア業の用に供する建物、試験研究施設、石巻トットモロビジネススタウンに新設する事務所等）の新設・増設・移転 (2) 情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転 (3) 立地場所が工場適地、農工団地、所在市町村の工業振興政策及び土地利用計画等に適合する地区であること。 (4) 早期の建設及び建設後の円滑な操業等が見込まれるもの（用地取得後概ね5年以内の操業を前提としたもの）であること。	(1) 又は (2) に該当し、(3) 及び (4) の要件を満たすこと。 (1) 工場（製造業又はソフトウェアの開発に供される建物）・試験研究所等の新設・増設・移転 (2) 情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転 (3) 原則として中小企業 (4) 発電用施設周辺地域からの新規雇用者3人以上 ※発電用施設周辺地域 仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、加美町、色麻町、女川町
①コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時オペレーター20席以上 ②データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託	

■利率及び融資限度額

土地取得資金	建物・設備取得資金
年利 1.50%（固定）	年利 1.50%（固定）
用地取得費の80%以内で、かつ、5億円以内（知事が必要と認める場合は10億円以内）	融資対象事業費の80%以内で、かつ、5億円以内（知事が必要と認める場合は10億円以内）

■担保、保証人、信用保証等

取扱銀行等にご相談ください。

■融資期間及び返済方法

15年以内（据置期間2年以内を含む。）原則として割賦返済

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業誘致第一班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2732 ・メール sanrituk@pref.miyagi.lg.jp

県で行っている中小企業向けの融資制度

中小企業の企業活動の安定化や成長・発展を支援するために、金融機関を通じて低利の資金を融通する制度と県や県の外郭団体が中小企業に直接融資（貸与）する資金制度があります。企業のニーズにあった資金（貸与）を用意しています。

■基本的なメニュー

○金融機関を通じて貸付ける制度

経営安定資金、産業振興資金、環境安全管理対策資金、小口事業資金（小規模事業者対象）など

○金融機関を通じないで貸付ける制度

- ・県が直接貸付ける制度
中小企業高度化資金（中小企業協同組合や商店街振興組合等が対象）
- ・みやぎ産業振興機構が貸付ける制度
小規模企業者等設備貸与制度

■中小企業者とは

基本的には右表の資本金か従業員のうち、いずれか一方が適合していれば対象となります（事業協同組合や、NPO法人も対象となります。）。

業種	資本金	従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業等 (運送・建設業含む)	3億円以下	300人以下

■小規模事業者とは

従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者（従業員20人以下の宿泊業及び娯楽業が含まれる場合もあります。）

■融資対象業種

農林漁業や風俗営業飲食業など一部を除いてほとんどの業種が対象となっております。

■許認可

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む方は、その許認可等を受けていることが必要です。

■資金使途

事業活動に必要とする運転資金または設備資金です（中小企業高度化資金、小規模企業者等設備貸与制度は設備資金のみ対象となります。）。

したがって、生活費や住宅建築資金等は対象となりません。

県の制度融資全般については、商工金融課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

金融機関を通じて貸付ける制度

金融機関を通じて融資を受ける制度の基本的な内容です。

■取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の宮城県内にある本店・支店で利用できます。一部資金については取扱金融機関が異なるものがあります。

■信用保証

県の制度融資は、基本的に宮城県信用保証協会の保証付きを条件にしています。このため、金利とは別に信用保証料（原則として年：1.59%以内）を負担していただくことになります。また、一部資金については異なる扱いをしているものがあります。

■担保・保証人

ほとんどの資金メニューについて、金融機関及び信用保証協会所定としていますが、基本的には法人代表者以外保証人不要で、担保は必要に応じて求められています。

■手続きのフロー図（例：経営安定資金・一般資金）

市町村の認定等を必要とする場合や商工会等の指導が必要な場合など、資金によって手続きが若干異なります。



■Q&A

Q1 県制度融資の借入が複数あるので一本化したいのですが、利用できる制度はありますか。
A 経営改善サポート借換資金がご利用いただけます。複数借入の借換えや一本化により、月々の返済軽減を図ることができます。詳しくはお問い合わせください。

Q2 県の制度融資では、融資限度額の範囲内であれば、申し込んだ金額が必ず借りられるのですか。

A 県の制度融資は金融機関の協力を得て、県の預託金に金融機関が協調することによって成り立っている制度です。金融機関は申込みのあった案件ごとに審査したうえで、県の定めた融資条件により融資を行います。円滑に融資が実行できるよう、基本的に信用保証協会の保証を付すことにしています。

このような制度の仕組上、融資を申し込まれた方については、経営状況等を金融機関と信用保証協会が独自に審査しますので、希望される金額の融資を受けられない場合があります。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

信用保証について

■信用保証協会とは

中小企業者が金融機関から事業に必要な資金の融資を受ける際に、その借入金等の債務を保証することにより、金融機関からの借入れを容易にする機関です。この保証活動を通じて、中小企業者の育成・発展を図り、ひいては日本経済の安定成長を目指すために、信用保証協会法に基づき設立された公的保証機関です。

■信用保証のしくみ

- 1 保証申し込みは、金融機関を通じて申し込んでください。
- 2 信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
- 3 保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。この時、金利とは別に定められた信用保証料を負担していただきます。
- 4 融資を受けられた時の条件によって、借入金を金融機関に返済してください。
- 5 万一、何らかの事情で借入金を返済できなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって、金融機関へ借入金を返済します。
- 6 その後、中小企業者と保証協会が相談しながら、信用保証協会に借入金を返済していただきます。

■信用保証料

信用保証料は、保証の金額、期間、返済方法などにより一定の方法で計算し、貸付けが実行される時に納付していただくものです。保証料率は、中小企業者の信用リスクに応じて0.45%～1.90%となります。ただし、担保の提供がある場合は、一部の資金を除き0.10%を割引いた料率が適用されます。

なお、県の制度融資を利用する場合は、0.45%～1.59%を原則とします。

■信用保証協会利用のメリット

- 1 公的機関である信用保証協会が債務保証するため、金融機関からの借入れが容易になり、金融機関のプロパー融資と保証付融資を併用することにより、借入枠の拡大が図れます。
- 2 長期的展望に立った事業資金の確保ができますので、企業の体質強化や資金繰りの安定につながります。
- 3 信用保証協会に直接担保を入れると登録免許税が軽減され、また、いずれの金融機関からの借入れでもその担保は有効に利用できます。
- 4 資金使途に応じた各種制度保証のご利用により、長期に、低利な資金が導入できます。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県信用保証協会 電話 022-225-6491

住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5-6階

- ・本店営業部 022-225-6421 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5階
- ・仙台東支店 022-783-9021 仙台市若林区卸町二丁目9-5 仙台卸商センター第二OCビル3階
- ・白石支店 0224-25-2135 白石市中町11 井丸ビル5階
- ・大崎支店 0229-22-0722 大崎市古川東町5-46 古川商工会議所会館3階
- ・石巻支店 0225-22-4178 石巻市中央二丁目9-18 石巻商工会議所会館3階
- ・気仙沼支店 0226-22-1972 気仙沼市八日町二丁目1-11 気仙沼商工会議所会館3階

中小企業の経営を安定させるための資金

金融機関を通じて、県内に事業所、事務所、店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者を対象として融資する制度です。

資金によっては、融資限度額が他の資金との合算で決定されます。詳しくは、信用保証協会、最寄りの金融機関にお問い合わせください。

■経営安定資金

利率は令和5年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置期間）
一般資金	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業 8,000万円	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (1年以内)
伴生支援型 特別資金	中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等 あるいは一定（原則5%以上）の売上高減少要件又は利益率減少要件を満たす中小企業者等	一企業 1億円	1.60%以内	運転・設備：10年以内 (5年以内)
ネット ファイ 資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当する特定中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業 8,000万円	第1～4、6号 該当 1.30% 第5、7、8号 該当 1.30%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
対策 資金 連	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する特例中小企業者で、市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業 8,000万円	1.30%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
保活 資金 担	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	一企業 8,000万円	1.45%	運転・設備：1年以内
条件変更 改善 資金	宮城県中小企業経営安定資金等による既往借入金の残高があり、既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っており、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに報告を行う中小企業者等	一企業 8,000万円	10年以内 1.50% 10年超 2.00%	運転・設備：15年以内 (1年以内。新規資金を追加する場合には2年以内)
防鎖 資金 倒産	倒産企業に対して債権を有している等資金を必要とし、借入れによって関連倒産の防止が図られる見込みのある中小企業者等（知事の認定）	一企業 8,000万円	1.60%	運転：10年以内 (2年以内)

6

事業資金確保のために

経営改善サポート 借換資金	既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金、借換保証制度を適用して旧債返済を行うことにより、企業の再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者等	一企業 8,000万円	1.50% ～1.90% セーフティ ネット認定の 場合 1.30%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
中小企業再生 サポート資金	厳しい経済情勢の中で経営環境が悪化しつつあり、支援機関等の支援を受けて再生を図ろうとする中小企業者等	一企業 8,000万円	1.90%以内	運転・設備：10年以内 (2年以内) ※事業再生円滑化関連 保証適用の場合は 運転・設備3年以内
災害復旧対策資金 (一般枠)	知事の指定する災害により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備の損壊が発生しているもの (市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの) ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年同月の売上高に比して10%以上減少しているもの(知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの)	一災害 5,000万円 (ただし、一企業 2億8,000 万円まで)	1.60%以内	運転・設備：10年以内 (2年以内)
緊急経済変 動対策資金	燃料費や原材料費の高騰により、最近3か月間の売上高に占める製造原価等の割合が前年同期と比較して10%以上(又は前年同期比5%、かつ前々年同期比10%)増加している中小企業者等	一企業 8,000万円	1.45%	運転・設備：10年以内 (2年以内)
事業再生計画 実施支援資金	(独) 中小企業基盤整備機構、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県復興相談センター等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う者	一企業 8,000万円	1.60%以内	運転・設備：15年以内 (1年以内) [一般枠] 運転・設備：15年以内 (5年以内) [感染症 対応枠]
二重債務 対策資金	宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は(株)東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等の支援を受ける中小企業者	一企業 1億円	1.00%	運転・設備：15年以内 (3年以内)

※東日本大震災で被災した中小企業向けの資金「みやぎ中小企業復興特別資金」については、25ページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者に対する金融支援については、商工金融課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/shingatacorona-kinyuu.html>

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班 (宮城県庁14階)

・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

企業活動の成長・発展を支援するための資金

金融機関を通じて、企業活動の成長・発展を支援するための資金を融資する制度です。

■産業振興資金

利率は令和5年4月1日現在

資金名		融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還期間 (据置期間)
富県宮城資金	チャレンジ枠	①県が集積を目指す産業(自動車関連産業等8産業)に関連する事業を営むもので、事業の拡大を図るもの ②上記①に該当しない事業を営むもので、新たに上記①に該当する事業への参入を図るもの(チャレンジ枠は知事の認定) ※県内で1年以上の事業を引き続き行っている中小企業者等であること。	1企業 1億円	1.50%	運転:10年以内 (2年以内) 設備:15年以内 (2年以内)
	応援枠		1企業 3,000万円	1.50%以内 固定又は変動金利	運転・設備:7年 以内(2年以内)
	先端設備 等導入枠	先端設備等導入計画について、生産性向上特別措置法の規定による、市町村の認定を受けた中小企業者等	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備:10 年以内(1年以内)
新製品・ 事業化資金	特許権等技術力を有し、新技术又は新製品の事業化を図るため資金を必要とする中小企業者等(知事の認定)	1企業 8,000万円 (うち運転資金は 4,000万円)	1.50%	運転:7年以内 (2年以内) 設備:10年以内 (2年以内)	
事業承継資金	経営 承継枠	中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた者及び認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備:10 年以内(1年以内)
	特別 事業承継 枠	3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人等で、資産超過である等の財務要件を満たす中小企業者	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備:10 年以内(1年以内)
	借換 枠	代表者が債務保証をしていることで事業活動に支障が生じている法人等で、財務要件を満たす者	1企業 8,000万円	1.50%	運転・設備:10 年以内(1年以内)
再生可能 エネルギー 推進資金	再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等	1企業 1億円	1.60%	設備:15年以内 (1年以内)	
SDGs 推進資金	SDGsの取組に係る事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等	1企業 3,000万円	1.50%	運転7年・設備10 年以内(2年以内)	
がんばる 中小企業 応援資金	事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、または新たな試みに取り組むことを通じて経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等	1企業 3,000万円	金融機関所定 の固定又は 変動金利	運転・設備:7年 以内(2年以内)	
伊達な旅 整備促進 資金	観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするもの	1企業 1億5,000 万円	7年以内 1.55% 7年超10年以内 1.75% 10年超 1.95%	設備:15年以内 (2年以内)	

6

事業資金確保のために

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班 (宮城県庁14階)

・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

小規模事業者への融資制度

金融機関を通じて貸付ける融資制度に属する資金です。常用従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者が利用できる制度で、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることを目的としています。

利率は令和5年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率	償還期間 (据置期間)
小口事業資金	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者 （※宿泊業及び娯楽業にあっては20人以下）	2,000万円	1年以内 1.45% 1年超 1.85% セーフティネット5号・ 7号・8号の場合 1.30%	運転・設備： 7年以内 (1年以内)

商工会議所又は商工会の経営指導員の指導を受け、かつ、商工会議所又は商工会の斡旋を受ける方法と直接金融機関に申し込む方法があります。

商工会議所、商工会が経営指導し、斡旋を受けた事業者は金利を優遇いたします。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

創業を支援するための資金

金融機関を通じて、創業に必要な資金を融資する制度です。

■金融機関を通じて行う融資制度

○創業育成資金

利率は令和5年4月1日現在

融資対象者	①事業を営んでいない個人が、1か月以内（※）に新たに事業を開始する場合、または事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内（※）に新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内 ③会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合		
資金用途	運転資金及び設備資金		
融資限度額	3,500万円		
償還期間（据置期間）	運転 10年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）		
利率	1.55%	保証料率	0.30%

○スタートアップ創出促進資金

融資対象者	「創業育成資金」の②又は③ 経営者による個人保証が不要 税務申告1期末終了の創業者は1/10以上の自己資金を有すること		
資金用途	運転資金及び設備資金		
融資限度額	3,500万円		
償還期間（据置期間）	運転 10年以内（1年以内） 設備 10年以内（1年以内）		
利率	1.55%	保証料率	0.50%

6

事業資金確保のために

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）

・電話：022-211-2744 ・メール：syokokink@pref.miyagi.lg.jp

環境問題や公害対策での長期・低利資金

環境保全を図るための施設整備やISO等の認証取得に要する経費の融資制度です。

利率は令和5年4月1日現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率	償還期間 (据置期間)
環境安全管理対策資金	①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等で、知事の認定を受けたもの ②ISO14001、ISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等	5,000万円	①1.80% ②1.60%	設備・運転 7年以内 (1年以内)

6

事業資金確保のために

■ Q&A

Q1 資金利用の際、認定は必要ですか。

A 融資対象のうち、「①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等」については、以下の認定申請書を県商工金融課に提出し、知事の認定を受ける必要があります。

- ・事業用低公害車等：地球環境保全に係る事業計画認定申請書（様式第1号）
 - ・自然エネルギー活用施設等：地球環境保全に係る事業計画認定申請書（様式第2号）
- 詳しくは、県商工金融課にお問い合わせください。

Q2 ISO14001シリーズの認証取得をめざしていますが、資金を借りるための手続きを教えてください。

A 「金融機関を通じて貸付ける制度」（61ページ参照）のフロー図をご覧ください。まずは、お近くの金融機関へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班（宮城県庁14階）

・電話：022-211-2744 ・メール：syokokink@pref.miyagi.lg.jp